

令和7年12月須坂市議会定例会議案説明書

番 号	件 名	概 要 説 明
報告第11号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）	<p>市の義務に属する損害賠償の額を下記のとおり定めたので報告する。</p> <p>1 損害賠償の原因 道路管理瑕疵による車両破損</p> <p>2 損害賠償の金額 299,970円</p> <p>3 損害賠償の相手方 須坂市***** *****</p>
報告第12号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）	<p>市の義務に属する損害賠償の額を下記のとおり定めたので報告する。</p> <p>1 損害賠償の原因 住居番号付定誤り</p> <p>2 損害賠償の金額 41,030円</p> <p>3 損害賠償の相手方 須坂市***** ***** *****</p>
議案第60号	須坂市老人デイサービスセンターすえひろの指定管理者の指定について	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字須坂1243番地1 名 称 須坂市老人デイサービスセンターすえひろ</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字須坂 476番地1 名 称 社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会 代表者名 会長 塩崎 貞夫</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
議案第61号	須坂市屋内ゲートボール場ふれあいの指定管理者の指定について	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字日滝 387番地5 名 称 須坂市屋内ゲートボール場 ふれあい</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市臥竜六丁目25番1号 名 称 須坂市ゲートボール協会 代表者名 会長 市村 文男</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

<p>議案第62号</p>	<p>須坂ひだまり作業所の指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字須坂 483番地 3 名 称 須坂ひだまり作業所</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字高梨 343番地 1 名 称 社会福祉法人 ともす会 代表者名 理事長 小林 珠美</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
<p>議案第63号</p>	<p>ぶどうの家の指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字日滝 327番地 名 称 ぶどうの家</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字須坂 476番地 1 名 称 社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会 代表者名 会長 塩崎 貞夫</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
<p>議案第64号</p>	<p>二睦学習センターの指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字井上2206番地 6 名 称 二睦学習センター</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字井上2206番地 6 名 称 部落解放同盟須坂市協議会 代表者名 会長 荒井 武夫</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

<p>議案第65号</p>	<p>須坂市福祉会館の指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字須坂1218番地 名 称 須坂市福祉会館</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字須坂1218番地 名 称 公益社団法人 須高広域シルバー人材センター 代表者名 理事長 根津 俊男</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
<p>議案第66号</p>	<p>須坂市福祉ボランティアセンターの指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字須坂 483番地 1 名 称 須坂市福祉ボランティアセンター</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字須坂 476番地 1 名 称 社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会 代表者名 会長 塩崎 貞夫</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
<p>議案第67号</p>	<p>須坂市勤労者研修センターの指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市墨坂一丁目6番1号 名 称 須坂市勤労者研修センター</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市墨坂一丁目6番1号 名 称 連合長野高水地域協議会須高地区連合会 代表者名 会長 萩原 公和</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

<p>議案第68号</p>	<p>須坂市米子農村公園の指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字米子 879番地 3 名 称 須坂市米子農村公園</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字米子 497番地 1 名 称 米子区 代表者名 区長 竹前 寿美夫</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
<p>議案第69号</p>	<p>須坂市豊丘活性化施設の指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字豊丘1023番地 1 名 称 須坂市豊丘活性化施設</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字豊丘1074番地 1 名 称 豊丘地域づくり推進委員会 代表者名 会長 春原 等</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
<p>議案第70号</p>	<p>須坂市そのさと有機センターの指定管理者の指定について</p>	<p>下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字豊丘1570番地 1 名 称 須坂市そのさと有機センター</p> <p>2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 長野市大字中御所字岡田 131番地 14 名 称 ながの農業協同組合 代表者名 代表理事組合長 宮澤 清志</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

議案第71号	須坂市美術館等文化施設の指定管理者の指定に係る変更について	<p>下記のとおり変更するため、議会の議決を求める。</p> <p>1 施設の名称及び指定管理者の名称 施設の名称 岡信孝コレクション須坂クラシック美術館 指定管理者の名称 一般財団法人 須坂市文化振興事業団</p> <p>2 変更事項 指定の期間 変更前 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 変更後 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
議案第72号	市道の認定について	市道1路線を認定する。
議案第73号	市道の変更について	市道4路線の区域等を変更する。
議案第74号	須坂市岡信孝コレクション須坂クラシック美術館条例の制定について	<p>(制定内容)</p> <p>岡信孝コレクション須坂クラシック美術館の指定管理者制度を廃止し、市による直営管理に移行することに伴い、岡信孝コレクション須坂クラシック美術館の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。</p> <p>1 名称及び位置について定める。 2 行為の禁止について定める。 3 観覧の停止等について定める。 4 損害賠償について定める。</p> <p>(施行期日) 令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第75号	須坂市空家等及び空地の緊急安全措施等に関する条例の制定について	<p>(制定内容)</p> <p>適切な管理が行われていない空家等及び空地のうち、通行人等に危害が及ぶ恐れがあり、かつ、時間的猶予がない状態となっている空家等及び空地の緊急安全措施について、必要な事項を定める。</p> <p>(施行期日) 令和8年1月1日から施行する。</p>

議案第76号	須坂市旧小田切家住宅条例の全部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>須坂市旧小田切家住宅の指定管理者制度を廃止し、市による直営管理に移行することに伴い、須坂市旧小田切家住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため全部改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称及び位置について定める。 2 行為の禁止について定める。 3 観覧の停止等について定める。 4 損害賠償について定める。 <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第77号	須坂市シルキーホール条例の全部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>須坂市シルキーホールの指定管理者制度を廃止し、市による直営管理に移行すること及び市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、須坂市シルキーホールの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため全部改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称及び位置について定める。 2 施設の使用及び使用料について定める。 <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第78号	須坂市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>基幹業務システムの標準化に伴い、改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号の利用範囲について、市の執行機関が保有する住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）の利用についての規定を加える。 2 個人番号の独自利用事務について、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加える。 3 個人番号利用事務における庁内連携情報について、各事務に住登外者宛名情報を加える。 4 市長部局から教育委員会部局への情報提供に関する事務及び提供情報について、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務及び住登外者宛名情報を加える。 <p>(施行期日)</p> <p>令和8年1月19日から施行する。</p>
議案第79号	須坂市美術館等文化施設条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡信孝コレクション須坂クラシック美術館に係る規定を削る。 2 観覧料及び利用料を改める <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>

議案第80号	須坂市文化会館条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、ホール等の利用料を改めるため改正する。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第81号	須坂市旧上高井郡役所条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。 1 施設の使用料を改める。 2 使用時間の区分を1時間ごとに改める。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第82号	須坂市体育施設条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。 1 須坂市卓球場に係る規定を削る。 2 体育施設使用料等を改める。 3 須坂勤労青少年体育センターの使用区分に、新たに3分の1面使用及び3分の2面使用の規定を加える。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第83号	須坂市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。 1 条例の趣旨に地域福祉の振興の規定を加える。 2 会議室等の使用料についての規定を加える。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第84号	須坂市立博物館条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。 1 須坂市立博物館の常設展観覧料を改める。 2 常設展共通観覧料を改める。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第85号	須坂市人権交流センター条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。 1 使用の制限に係る規定を改める。 2 施設使用料についての規定を加える。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。

議案第86号	須坂市地域人権交流施設条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。 1 福島人権ふれあいセンターに係る規定を削る。 2 地域人権交流施設の利用料を改める。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第87号	須坂市交通安全条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 交通指導員と交通安全街頭指導隊員(LPS隊員)の統合に伴い、交通安全街頭指導隊員(LPS隊員)に係る規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第88号	須坂市臥竜山公会堂条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、臥竜山公会堂の使用料を改めるため改正する。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第89号	須坂市峰の原高原クロスカントリーコース条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。 1 一般及び専用利用の利用料を改める。 2 利用区分のうち、高校生及び中学生以下を高校生以下に改める。 3 利用料にシャワー利用についての規定を加える。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。
議案第90号	須坂市蔵のまち観光交流センター条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、多目的ホールの利用料を改めるため改正する。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する
議案第91号	須坂市賑わい創出拠点やまじゅう条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。 1 飲食店スペースの利用料を改める。 2 屋外オープンスペースの利用区分に1時間単位の規定を加える。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。

議案第92号	須坂市勤労者研修センター条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の利用料を改める。 2 施設の利用区分を1時間単位に改める。 <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第93号	須坂市中山間地域総合整備事業施設条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 須坂市塩野ふれあい広場に係る規定を削る。 2 須坂市豊丘活性化施設の利用料を改める。 <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第94号	須坂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>注意報の名称について、気象庁が使用する現行の名称に改めるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年1月1日から施行する。</p>
議案第95号	須坂市都市公園条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の使用料を改める。 2 須坂市動物園売店の規定を削る。 <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第96号	須坂市火災予防条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>国が定める火災予防条例(例)の改正に伴い、改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限についての規定を削る。 2 林野火災に関する注意報の発令についての規定を加える。 3 林野火災に関する注意報の発令中、火の使用の制限の努力義務及び対象区域を指定することができる規定を加える。 4 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中、火の使用の制限の対象区域を指定することができる規定を加える。 5 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火を含むことの規定を加える。 6 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる規定を加える。 <p>(施行期日)</p> <p>令和8年1月1日から施行する。</p>

議案第97号	2025年度須坂市一般会計補正予算 第4号	歳入歳出それぞれ 160,258千円を追加する。
議案第98号	2025年度須坂市国民健康保険特別 会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ22,091千円を追加する。
議案第99号	2025年度須坂市介護保険特別会計 補正予算第2号	歳入歳出それぞれ 9,655千円を追加する。
議案第100号	2025年度須坂市後期高齢者医療特 別会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ71千円を減額する。
議案第101号	2025年度須坂市水道事業会計補正 予算第1号	収益的収入 432千円 資本的収入 △397千円 をそれぞれ追加する。